

平成 24 年 3 月 1 日

各 位

組 合 名 南三陸農業協同組合
代表者名 代表理事組合長 高 橋 正
問合せ先 総 務 部 長 武 山 直 登
(Tel. 0226-31-4551)

再編強化法を活用した資本増強の決定及び信用事業強化計画の策定について

当組合は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下、「再編強化法」といいます。）第 32 条第 2 項に定める指定支援法人である社団法人ジェイエイバンク支援協会（以下、「支援協会」といいます。）に対し、優先出資の引受けを要請し、また、支援協会は農水産業協同組合貯金保険機構（以下、「貯金保険機構」といいます。）に対し、再編強化法附則第 3 条第 1 項に基づいて優先出資の取得に係る申込みを行っておりましたが、本日、農林水産省及び金融庁において、貯金保険機構による優先出資の取得が決定されましたので、お知らせいたします。

当組合といたしましては、この決定を踏まえ、優先出資（以下、「本優先出資」といいます。）の発行に向けて、下記の通り、法令上必要な手続きを進めてまいります。

また、当組合は、今回策定いたしました信用事業強化計画を着実に実践することにより、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて、被災地の農業者をはじめとする組合員・利用者の皆さまに対し、安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど復興支援を強化・継続して取り組んでまいります。

記

1 再編強化法に基づく優先出資の引受けの概要

(1) 発行総額	1,350,000,000円
（うち貯金保険機構による引受け額	1,080,000,000円）
（うち支援協会による引受け額	270,000,000円）
(2) 発行口数	1,350,000口
(3) 配当率	0.32%

（平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。）

2 本優先出資の払込期日

平成 24 年 3 月 23 日（金）

3 信用事業強化計画について

当組合は、再編強化法附則第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、信用事業強化計画を策定し提出しております。

4 添付資料

信用事業強化計画

信用事業強化計画 ダイジェスト版

以 上